ＩＹ０１２

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

２５問　　２時間

Ａ－１　次の記述は、電波法に定める用語の定義について述べたものである。電波法（第２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき正しい字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　「電波」とは、［ A ］以下の周波数の電磁波をいう。
②　「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の［ B ］を送り、又は受けるための通信設備をいう。
③　「無線局」とは、無線設備及び［ C ］を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	３００万メガヘルツ	信号	無線設備の管理
2	３００万メガヘルツ	音響	無線設備の操作
3	３００万ギガヘルツ	信号	無線設備の操作
4	３００万ギガヘルツ	音響	無線設備の管理

Ａ－２　次の記述は、アマチュア無線局の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第５条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき正しい字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア無線局の免許を与えないことができる。
①　電波法又は放送法に規定する罪を犯し［ A ］に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から［ B ］を経過しない者
②　無線局の［ C ］の取消しを受け、その取消しの日から［ B ］を経過しない者

	A	B	C
1	懲役	３年	免許
2	懲役	２年	登録
3	罰金以上の刑	３年	登録
4	罰金以上の刑	２年	免許

Ａ－３　無線局の免許人は、その局の無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、どうしなければならないか。電波法（第１７条）の規定に照らし、正しいものを下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
2　あらかじめ総務大臣の指示を受けなければならない。
3　あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
4　無線設備の変更の工事の完了後、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。

Ａ－４　次の記述は、無線局の免許状の訂正について述べたものである。無線局免許手続規則（第２２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　免許人は、電波法第２１条（免許状の訂正）の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、［Ａ］を付して、その旨を［Ｂ］するものとする。
②　①の［Ｂ］があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
③　免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を［Ｃ］。

	Ａ	Ｂ	Ｃ
１	事由及び訂正すべき箇所	申請	返さなければならない
２	事由及び訂正すべき箇所	届け出	廃棄しなければならない
３	事由	申請	廃棄しなければならない
４	事由	届け出	返さなければならない

Ａ－５　次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第２８条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句を下の１から４までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の［　　］等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

１　周波数の偏差、高調波の強度
２　周波数の幅、空中線電力の偏差
３　周波数の偏差及び幅、高調波の強度
４　周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差

Ａ－６　次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき正しい字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の［Ａ］周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の［Ｂ］周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、［Ｃ］で表す。

	Ａ	Ｂ	Ｃ
１	割当	特性	百万分率又はヘルツ
２	割当	指定	百万分率
３	基準	指定	百万分率又はヘルツ
４	基準	特性	百万分率

Ａ－７　次の表は、記号をもって表示する電波の型式とその内容について述べたものである。電波法施行規則（第４条の２）の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの正しいものを下の表の１から４までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
１	Ｆ３Ｃ	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
２	Ｇ７Ｄ	角度変調であって位相変調	アナログ信号である２以上のチャネルのもの	ファクシミリ
３	Ａ３Ｅ	振幅変調であって両側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
４	Ｊ３Ｆ	振幅変調であって全搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

Ａ－８　次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第２５条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき正しい字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧３００ボルト又は直流の電圧［ A ］を超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から［ B ］以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)　［ B ］に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合

(2)　移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、［ C ］以外の者が出入しない場所にある場合

	A	B	C
1	７５０ボルト	２.５メートル	無線従事者
2	７５０ボルト	３メートル	取扱者
3	９００ボルト	２.５メートル	取扱者
4	９００ボルト	３メートル	無線従事者

Ａ－９　次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第５２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき正しい字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、［ A ］を利用することができないか又はこれを利用することが［ B ］であるときに人命の救助、［ C ］、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	著しく困難	災害の救援
2	有線通信	不可能	財貨の保全
3	電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全
4	電気通信業務の通信	不可能	災害の救援

Ａ－10　次の記述は、アマチュア無線局の運用について述べたものである。電波法（第５３条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、［ A ］は、［ B ］に記載されたところによらなければならない。ただし、［ C ］については、この限りでない。

	A	B	C
1	周波数及び空中線電力	無線局事項書及び工事設計書の写し	遭難通信
2	周波数及び空中線電力	免許状	非常の場合の無線通信
3	電波の型式及び周波数	無線局事項書及び工事設計書の写し	非常の場合の無線通信
4	電波の型式及び周波数	免許状	遭難通信

Ａ－11　無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が、他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第２２条）の規定に照らし、正しいものを下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　空中線電力を低下しなければならない。
2　直ちにその発射を中止しなければならない。
3　１０秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。
4　その通知に対して直ちに応答しなければならない。

Ａ－12　無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第２６条）の規定に照らし、正しいものを下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
2　試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
3　応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「ＱＲＡ？」を使用して、直ちに応答しなければならない。
4　その呼出しが反覆され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

Ａ－13　次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか。電波法（第４２条）の規定に照らし、正しいものを下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　電波法第９章（罰則）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
2　電波法の規定に違反し、３箇月以内の期間を定めて無線局の無線設備の操作に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から２年を経過しない者
3　無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者
4　日本の国籍を有しない者

Ａ－14　次の記述は、アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第７６条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、［Ａ］以内の期間を定めて［Ｂ］の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、［Ｃ］若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	６箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	６箇月	電波の発射	周波数
3	３箇月	無線局の運用	周波数
4	３箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

Ａ－15　次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第１０８条の２）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　［Ａ］の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、［Ｂ］、気象業務、［Ｃ］若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、５年以下の懲役又は２５０万円以下の罰金に処する。
②　①の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	電気通信業務又は放送の業務	環境の保全	ガス事業に係るガスの供給の業務
2	電気通信業務又は放送の業務	治安の維持	電気事業に係る電気の供給の業務
3	電気通信業務	環境の保全	電気事業に係る電気の供給の業務
4	電気通信業務	治安の維持	ガス事業に係るガスの供給の業務

Ａ－16　次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許証を返納しなければならないときに該当するものはどれか。無線従事者規則（第５１条）の規定に照らし、正しいものを下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　無線設備の操作を５年以上行わなかったとき。
2　無線従事者の免許を受けてから５年を経過したとき。
3　無線従事者が業務に従事することを停止されたとき。
4　無線従事者の免許を取り消されたとき。

Ａ－17　無線通信規則（第５条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　２７.５ＭＨｚ～２８　ＭＨｚ
2　２８　ＭＨｚ～２９.７ＭＨｚ
3　２９.７ＭＨｚ～３０.０ＭＨｚ
4　３０.０ＭＨｚ～３７.５ＭＨｚ

Ａ－18　次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第１５条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき正しい字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

すべての局は、［Ａ］伝送、［Ｂ］信号の伝送、［Ｃ］又は紛らわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第１９条（局の識別）に定める例外を除く。）。

	Ａ	Ｂ	Ｃ
1	不要な	過剰な	虚偽の
2	不要な	不正確な	不明瞭な
3	暗語による	過剰な	不明瞭な
4	暗語による	不正確な	虚偽の

Ａ－19　次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第１８条）の規定に照らし、これに規定されていないものを下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
2　送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
3　受信局は、特定の無線通信業務については、その属する国の政府が発給する許可書が要求される。
4　許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

Ａ－20　国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、どう措置しなければならないか。無線通信規則（第１５条）の規定に照らし、正しいものを下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　違反した局に連絡しなければならない。
2　国際電気通信連合に報告しなければならない。
3　違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
4　違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。

Ｂ－１　次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第２２条から第２４条まで、第７８条及び第１１３条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき字句を下の１から１０までのうちからそれぞれ一つ選べ。

①　免許人は、その無線局を［ア］ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
②　免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
③　無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、［イ］以内にその免許状を［ウ］しなければならない。
④　無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく［エ］を撤去しなければならない。
⑤　［オ］に違反した者は、３０万円以下の罰金に処する。

1　返納　　2　空中線　　3　廃止する　　4　１箇月　　5　④の規定
6　廃止した　　7　２週間　　8　廃棄　　9　送信装置　　10　①又は③の規定

Ｂ－２　次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第１５条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句を下の１から１０までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　周波数をその［ア］内に維持するため、送信装置は、できる限り［イ］によって［ウ］に影響を与えないものでなければならない。
②　周波数をその［ア］内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り［エ］によって影響を受けないものでなければならない。
③　移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起こり得る［オ］によっても周波数をその［ア］内に維持するものでなければならない。

1　許容偏差　　2　動作の変化　　3　気象の変化　　4　変調周波数
5　発振周波数　　6　振動又は衝撃　　7　商用電源の電圧の変動　　8　電源電圧又は負荷の変化
9　占有周波数帯幅の許容値　　10　外囲の温度若しくは湿度の変化

Ｂ－３　次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第５９条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句を下の１から１０までのうちからそれぞれ一つ選べ。

［ア］法律に別段の定めがある場合を除くほか、［イ］の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第４条（秘密の保護）第１項又は第１６４条（適用除外等）第２項の通信であるものを除く。）を傍受してその［ウ］若しくは内容を［エ］、又はこれを［オ］してはならない。

1　無線従事者は　　2　関係者　　3　何人も　　4　一般　　5　存在
6　他人の用に供　　7　公表し　　8　漏らし　　9　特定　　10　窃用

Ｂ－４　次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第８２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句を下の１から１０までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発する［ア］が［イ］に［ウ］障害を与えるときは、その設備の［エ］又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを［オ］ことができる。

1　電波若しくは高周波電流　　2　他の無線設備の機能　　3　継続的かつ重大な　　4　命ずる　　8　勧告する
5　重要無線通信を行う無線局の運用　　6　著しい　　7　所有者　　9　利用者
10　高周波電流

Ｂ－５　次に掲げる記述のうち、局の技術特性として無線通信規則（第３条）に規定されているものを１、規定されていないものを２として解答せよ。

ア　すべての局において使用する装置は、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡張技術が使用されなければならない。
イ　周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
ウ　受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。
エ　発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
オ　局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。